

令和5年11月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
(石油ストーブ（開放式）1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 4 件
(うち電子レンジ3件、リチウム電池内蔵充電器1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：石田、首藤、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：https://www.caa.go.jp/

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300687	令和5年10月8日	令和5年11月10日	石油ストーブ(開放式)	SX-D248Y	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年10月31日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300683	令和5年10月13日	令和5年11月9日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品の庫内の食品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	令和5年11月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年10月30日
A202300684	令和5年10月5日	令和5年11月9日	電子レンジ	火災	店舗で当該製品を使用中、発煙したため確認すると、当該製品の庫内を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年10月31日
A202300685	令和5年8月14日	令和5年11月10日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和5年8月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202300686	令和5年9月12日	令和5年11月10日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から25年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年11月8日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし